

議案第 79 号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四万十町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第43条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 町長が、児童福祉法第24条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定こどもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- （2） 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。